

○ 健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

新旧对照条文

◎ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）
(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(出産育児一時金の支給の申請)	(出産育児一時金の支給の申請)
第八十六条 法第一百一条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。	第八十六条 法第一百一条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。
一 被保険者証の記号及び番号	一 被保険者証の記号及び番号
二 出産の年月日	二 出産の年月日
三 死産であるときは、その旨	三 死産であるときは、その旨
2 前項の申請書には、医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）における出生に関する戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類を添付しなければならない。	2 前項の申請書には、医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）における出生に関する戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類を添付しなければならない。
3 令第三十六条ただし書の加算した額の支給を受けようとする者は、第一項の申請書に同条ただし書に規定する出産であると保険者が認め る際に必要となる書類を添付しなければならない。	3 令第三十六条ただし書の加算した額の支給を受けようとする者は、第一項の申請書に同条ただし書に規定する出産であると保険者が認め る際に必要となる書類を添付しなければならない。
4 第六十六条第三項の規定は、前二項の申請書に添付すべき書類について準用する。	4 第六十六条第三項の規定は、前項の申請書に添付すべき書類について準用する。

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準)

第八十六条の二 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める基準は、出生した者が、出生した時点において次の各号のいずれかに該当することとする。

一 体重が一千グラム以上であり、かつ、在胎週数が二十八週以上であり、かつあること。

二 前号に掲げるもののほか、在胎週数が二十八週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること。

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由)

第八十六条の三 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 天災、事変その他の非常事態

二 出産した者の故意又は重大な過失

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態)

第八十六条の四 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める程度の障害の状態は、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級又は二級に該当するものとする。

(令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件)

第八十六条の五 令第三十六条第一号の厚生労働省令で定める要件は、病院、診療所、助産所その他の者（以下この条及び次条において「病院等」という。）に対し、当該病院等が三千万円以上の補償金を出生した者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、

出生した者を現に監護するものをいう。）（次条において「出生した者等」という。）に対して適切な期間にわたり支払うための保険金（特定出産事故（同号に規定する特定出産事故をいう。次条において同じ。）が病院等の過失によつて発生した場合であつて、当該病院等が損害賠償の責任を負うときは、補償金から当該損害賠償の額を除いた額とする。）が支払われるものであることとする。

（令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置）

第八十六条の六 令第三十六条第二号の厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置は、病院等と出生した者等との間における特定出産事故に関する紛争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができる適切な機関に委託することとする。

（家族出産育児一時金の支給の申請）

第九十七条 法第百十四条の規定により家族出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 第八十六条第一項各号に掲げる事項
 - 二 出産した被扶養者の氏名及び生年月日
- 2 第八十六条第二項から第四項までの規定は、前項の申請について準用する。

（家族出産育児一時金の支給の申請）

第九十七条 法第百十四条の規定により家族出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 第八十六条第一項各号に掲げる事項
 - 二 出産した被扶養者の氏名及び生年月日
- 2 第六十六条第三項並びに第八十六条第二項及び第三項の規定は、前項の申請について準用する。

◎ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）

（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四十七条ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ出産育児一時金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲タル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ

一 被保険者証ノ記号番号、氏名、生年月日及住所

二 船舶所有者ノ氏名及住所

三 分娩ノ年月日

四 死産ナルトキハ其ノ旨

五 被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日（法第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日）前ニ於ケル法第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三

年間ニ於テ一年以上アル場合ニ於テハ当該被保険者タリシ期間ニ係ル船舶所有者ノ氏名及住所並ニ当該被保険者タリシ期間ノ始期及終期

②前項ノ請求書ニハ医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長（都ノ区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区長トス第八十二条ノ十五及第八十二条ノ十七ヲ除キ以下同ジ）ニ於テ出生ニ關シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類ヲ添附スベシ

③令第十二条但書ノ加算セラル額ノ支給ヲ受ケントスル者ハ第一項ノ

第四十七条ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ出産育児一時金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲タル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ

一 被保険者証ノ記号番号、氏名、生年月日及住所

二 船舶所有者ノ氏名及住所

三 分娩ノ年月日

四 死産ナルトキハ其ノ旨

五 被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日（法第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日）前ニ於ケル法第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上アル場合ニ於テハ当該被保険者タリシ期間ニ係ル船舶所有者ノ氏名及住所並ニ当該被保険者タリシ期間ノ始期及終期

②前項ノ請求書ニハ医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長（都ノ区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区長トス第八十二条ノ十五及第八十二条ノ十七ヲ除キ以下同ジ）ニ於テ出生ニ關シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類ヲ添附スベシ

③令第十二条但書ノ加算セラル額ノ支給ヲ受ケントスル者ハ第一項ノ

申請書ニ同条但書ニ規定スル出産ト社会保険庁長官ガ認ムル際ニ必要
トナル書類ヲ添付スベシ

④第四十三条第三項ノ規定ハ前二項ノ出産育児一時金ノ請求書ニ添附ス
ベキ書類ニ之ヲ準用ス

③第四十三条第三項ノ規定ハ前項ノ出産育児一時金ノ請求書ニ添附スベ
キ書類ニ之ヲ準用ス

第四十七条ノ五ノ二 令第十二条第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ
定ムル基準ハ出生シタル者出生シタル時点ニ於テ次ノ各号ノ一二該当
スルモノトス

- 一 体重二千グラム以上ニシテ且在胎週数三十三週以上タルコト
- 二 前項ニ掲グルモノノ外在胎週数二十八週以上ニシテ且健康保険法
施行規則第八十六条の二第二号ニ規定スル厚生労働大臣ガ定ムルモ
ハニ該当スルコト

第四十七条ノ五ノ三 令第十二条第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ
定ムル事由ハ次ノ各号ニ掲グルモノトス

- 一 天災、事変其ノ他ノ非常事態
- 二 出産シタル者ノ故意又ハ重大ナル過失

第四十七条ノ五ノ四 令第十二条第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ
定ムル程度ノ障害ノ状態ハ身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年
厚生省令第十五号）別表第五号ノ一級又ハ二級ニ該当スルモノトス

第四十七条ノ五ノ五 令第十二条第一号ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ
定ムル要件ハ病院、診療所、助産所其ノ他ノ者（以下此ノ条及次条ニ
於テ病院等ト称ス）ニ対シ当該病院等ガ三千万円以上ノ補償金ヲ出生
シタル者又ハ其ノ保護者（親権ヲ行フ者、未成年後見人其ノ他ノ者ニ

シテ出生シタル者ヲ現ニ監護スルモノヲ謂フ）（次条ニ於テ出生シタル者等ト称ス）ニ対シ適切ナル期間ニワタリ支払フ為ノ保険金（特定出産事故（同号ニ規定スル特定出産事故ヲ謂フ次条ニ於テ同ジ）ガ病院等ノ過失ニ因リ発生シタル場合ニシテ当該病院等ガ損害賠償ノ責任ヲ負フ時ハ補償金ヨリ当該損害賠償ノ額ヲ除キタル額トス）ガ支払ハルモノナルコトトス

第四十七条ノ五ノ六 令第十二条第二号ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ講ズル措置ハ病院等ト出生シタル者等トノ間ニ於ケル特定出産事故ニ関スル紛争ノ防止又ハ解決ヲ図ルトモニ特定出産事故ニ関スル情報ノ分析結果ヲ体系的ニ編成シ其ノ成果ヲ広ク社会ニ提供スル為特定出産事故ニ関スル情報ノ収集、整理、分析及提供ニ就キ適正且確実ニ実施スルコトヲ得ル適切ナル機関ニ委託スルコトトス

第四十八条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ家族出産育児一時金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲タル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ
一 被保険者証ノ記号番号、氏名、生年月日及住所
二 船舶所有者ノ氏名及住所
三 分娩ノ年月日
四 分娩シタル被扶養者ノ氏名及生年月日
②前項ノ請求書ニハ医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類ヲ添付スベシ
③令第十二条但書ノ加算セラル額ノ支給ヲ受ケントスル者ハ第一項ノ申請書ニ同条但書ニ規定スル出産ト社会保険庁長官ガ認ム際ニ必要

第四十八条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ家族出産育児一時金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲タル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ
一 被保険者証ノ記号番号、氏名、生年月日及住所
二 船舶所有者ノ氏名及住所
三 分娩ノ年月日
四 分娩シタル被扶養者ノ氏名及生年月日
②前項ノ請求書ニハ医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類ヲ添付スベシ

トナル書類ヲ添付スベシ

④第四十三条第三項ノ規定ハ前二項ノ家族出産育児一時金ノ請求書ニ添付スベキ書類ニ之ヲ準用ス

③第四十三条第三項ノ規定ハ前項ノ家族出産育児一時金ノ請求書ニ添付スベキ書類ニ之ヲ準用ス